

随意契約結果(工事)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	こども文化センター舞 台吊物装置改修工事	舞台吊物装 置の一部改 修・舞台吊 物の部品取 替	こども文化 センター	三精工事サービス 株式会社	111,320,000	R6.9.13	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

こども文化センター舞台吊物装置改修工事

2 契約の相手方

三精工事サービス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、こども文化センターに設置の舞台吊物装置の一部を改修し、舞台吊物の部品を取り替えるものである。吊物装置類については、耐用年数10～15年程度を超えて使用されているものが多数あるため、ワイヤ・ロープ等部品の経年劣化が著しい状態であり、吊物類の落下など事故につながる恐れがあると指摘を受けている。

こども文化センターに設置の舞台吊物装置については、三精工事サービス株式会社が独自の技術で設計・設置したものであり、今回の改修工事を実施するにあたっては三精工事サービス株式会社による純正製品の部品供給と設計者独自の規格を熟知した知識が必要となる。

また、既設本体を含めた設備全体の調整を行わなければ施工することができず、施工責任の一元化も図る必要があるため、本工事を実施できるのは、三精工事サービス株式会社のみである。上記の理由から、三精工事サービス株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 青少年課 青少年企画担当 (電話番号 06-6684-9441)